



相続人代表者指定届兼現所有者申告書

令和 年 月 日

南アルプス市長 様

届出者 住所
(申告者) 氏 名 ⑨
電話番号

被相続人に係る固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記の者を指定しましたので届出します。

また、被相続人が所有していた固定資産の相続登記が完了するまでの間、「現に所有する者」の代表者として、以下のとおり申告します。

なお、今後本件に係る紛争があったときは、当方にて解決し、貴市には迷惑をかけません。

1 課税台帳上の所有者（被相続人）

フリガナ		死亡年月日	令和 年 月 日
氏 名			
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	
住 所			

2 現所有者代表（相続人代表者） ※届出者と現所有者代表が異なる場合は押印してください。

現所有者代表 (相続人代表者)	フリガナ	被相続人との続柄	法定相続分	住所等
	氏 名		/	〒 -
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日			(電話 - -)

3 代表以外の現所有者（相続人） ※欄が足りない場合は裏面にご記入ください。

代表以外の現所有者 (相続人)	フリガナ	被相続人との続柄	法定相続分	住所等
	氏 名		/	〒 -
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		/	〒 -
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		/	〒 -
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		/	〒 -
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		/	〒 -

相続登記の状況 又は予定 ○を付けてください	1 登記は完了しています。 (年 月 日 登記済)
	2 登記手続きをする予定です。 (年 月頃までに)
	3 当面登記手続きの予定はありません。

処理欄	受付	年 月 日		口座	有 (解約済 <input type="checkbox"/>)・無
	電算 入力	年 月 日		未納	有 ()・無
				納付書	有 ()・無
				リスト入力 <input type="checkbox"/>	

相続人代表者指定届兼現所有者申告書記入上の注意

※この書類は、地方税法第9条の2第1項の規定による相続人代表者及び同法第384条の3の規定による現所有者の代表者を届け出ていただくものです。

※**相続権を有する全ての方の同意の上でご提出ください。**欄が足りない場合は別紙にご記入ください。

※相続登記が完了するまでは、相続人全員の共有資産になるため、**各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります。**

●添付書類について

次の①から④の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

①遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書の写し」

②亡くなられた方の遺言書がある場合は、「遺言書の写し」

③相続人のなかに、相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理証明書の写し」

④相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書の写し」

●固定資産税納税通知書の送付について

民法第898条及び地方税法第10条の2の規定により、相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、**固定資産税納税通知書及び納付書は、現所有者代表の方に送付いたします。**

●所有権移転登記との関係について

被相続人の死亡した年内（固定資産を所有されている方がお亡くなりになられた年の12月31日まで）に相続等の所有権移転登記が行われた場合は、本申告書の提出の有無に関わらず、登記名義人が新たな台帳上の所有者として課税されます。

●申告書の提出期限

現所有者である事を知った日の翌日から3か月を経過した日まで。

（提出期限が過ぎている場合でも、なるべく早く提出されるようお願いします。）

●その他注意事項

※「固定資産現所有者申告書」で変更するのは納税義務者のみであり、登記簿上の所有者を変更するものではありません。遺産分割協議が終了したら、すみやかに相続登記をしていただきますようお願いします。相続登記をされますと、新たに登記簿に登載された所有者の方が納税義務者となります。

※未登記家屋の所有者変更については、市役所において、別途「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要となります。